

# 第 49 回理事会議事録

令和 8 年 2 月 2 6 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金  
第 49 回理事会議事録

1. 招集年月日 令和 7 年 1 1 月 7 日 (金)
2. 開催場所 「東京文具共和会館 5 階 D 室」  
東京都台東区柳橋 1-2-10
3. 開催日時 令和 8 年 2 月 2 6 日 (木) 午後 3 時 0 5 分
4. 理事現在数 4 名
5. 出席理事数 4 名  
(出席者) 芦田 真吾、小林 悦夫、炭谷 茂、新津 浩平  
(監事出席) 蒲生 七郎、森居 秀彰

6. 概要

事務局から理事現在数 4 名中、出席者は 4 名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。

次に、第 21 回評議員会で選任された芦田真吾新理事の紹介と挨拶。

続いて、炭谷代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行い、定款第 37 条に基づき理事長である炭谷氏が議長となり、議案の審議に入った。

議事録署名人は、定款第 45 条に基づき、炭谷理事長、蒲生監事、森居監事とする。

7. 議案等

(1) 第一号議案

「令和 8 年度事業計画書及び予算書」の件

(2) 第二号議案

「基本財産 1 及び事業安定化準備資産 2 への繰入」の件

(3) 第三号議案

「顧問の選任」の件

(4) 第四号議案

「第 22 回臨時評議員会を決議の省略により開催する」件

(5) 報告事項等

- ①「職務執行状況報告（理事長）」
- ②「職務執行状況報告（常務理事）」

◎ 第1号議案 「令和8年度事業計画書及び予算書」の件  
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

(1) この事業計画書及び予算書は、公益財団法人移行後の第16事業年度の事業計画書及び予算書であり、事業期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日迄となること。

(2) 平成23年10月に公益財団法人に移行してから、事業年度としては16年目を迎える。移行時と比較して、予算規模は半分程度に減少し帰国者の高齢化が進むなど公益財団発足から現在までの間に、援護基金の事業を取り巻く環境は大きく変化してきている。

公益法人制度の枠組みの中で運営を行うには何かと課題は多いが、公益法人制度に則り的確な対応ができるよう引き続き職員間の意識改革を図り、運営体制の充実に努めることとする。

(3) 令和5年11月に中国残留孤児1世帯1名が永住帰国して以降永住帰国者はいない。未だ数世帯が永住帰国を希望していると言われていたが、帰国者支援事業は、帰国者の高齢化、帰国者問題の風化、戦後80年を一つの区切りとした帰国者を支援する民間団体等の解散、昨今の日中関係の悪化の影響等により変化してきている。令和7年度から新たに受託した東海・北陸中国帰国者支援・交流センターの運営についても一定の成果が出ているが、さらなる充実が求められている。

(4) 収入面においては、ここ数年運用益や寄付金収入が伸び悩んでいたが、令和7年度は高利率の債券が購入できたことに加え円安の影響で運用益が増加した他、戦後80年の節目の年であり解散した帰国者支援団体からの大口の寄付等を受けたことで収入が増加した。一方中国側の諸事情により訪日関係の事業が思うように実施できないなど、予定していた事業が計画通りに実施できず援護基金の独自事業の規模は伸び悩んだ。

資産の運用においては、引き続き堅実な運用を図り、安定的な収益を目指すこととする。令和8年度も円安の傾向が続く可能性が高く、一定の収入が期待できることから、公益財団として求められる役割を果たしながら、その収入に見合った効果的な支出を行うとともに、国からの委託費を含め、無駄削減、合理化の努力を続けることとする。

- (5) 令和8年度事業計画について「公1」の3事業、「公2」の12事業の各々、また令和7年度から国から受託することになった東海・北陸中国帰国者支援・交流センターの運営状況について説明した。
- (6) 予算書について経常収益、経常費用のポイントを説明した。経常収益については、令和8年度は基本財産、特定財産の運用益が今年度比で2,500万円ほど増加すると見込まれており、国からの委託費も150万円ほど増加する見込みであること等から、令和7年度比で2,700万円ほど増加する見込みである。経常費用については、昨今の物価高などを考慮し諸謝金で対応する職員の給与を多少ではあるが増やした他、ヘルパー受講援助費や介護団体支援費等を増額して介護関係支援の拡大を予定している。財団全体での収支は最終的に2,000万円ほどの黒字になると見込まれている。

第1号議案に対する各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

芦田理事：訪日協議、集団一時帰国ともに国の委託事業で現在価格交渉中とのことだが、予算書上では集団一時帰国については2,800万円委託料が計上されているが訪日協議については全く計上されてなく0円となっている。これは実際に実施する際に委託料が計上されるということか。

事務局：訪日協議について国の費用で実施する2名分については集団一時帰国の委託費の中に含まれているためここには計上していない。訪日協議については財団独自に実施する費用を計上しているが、訪日協議自体は財源を持っていないため公益共通の収入から必要な経費を支出することになっている。

芦田理事：今回の事業計画の中でいくつかの事業はここ数年間全く実績のないものがある。コロナ禍という事情は確かにあるが、訪中座談会や養父母お見舞い訪中援助はここ数年実績がない。国籍取得支援についてもしばらく実績がない。就学資金貸与事業も3年間実績がない。事業計画の中でも今後の在り方の検討が必要とされていると書かれておりその通りだと思う。個々のいろいろな事業は支援・交流センターでやられている。基金の実施する事業は基幹的な事業なので、歴史的な経緯を踏まえて残していくべき事業は残していかなければならないと思うが、計画書にも検討が必要な時期を迎えていると書かれている。3世や4世を含めた帰国者のニーズを踏まえた事業の在り方というものを検討していかなければならないのではないかと。

理事長：確かに時代の変化に伴う見直しは必要な時期だ。例えば訪中調査と

いうものは相手がだんだんいなくなってきた。基金としてはやろうという意思はあるが実際にこれから先今までと同じようにできるかという難しいものがある。こういった事業は思い切って整理して事業から外すといったことも検討を要すると思う。それとともに芦田理事の意見のとおり、新しいニーズ、3世4世の問題に重点を置いていかなければならないと感じているので、これまでの経緯にこだわらず新しい状況にしっかりと対応していかなければならないと思う。

第1号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第2号議案 「基本財産1及び事業安定化準備資産2への繰入」の件  
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

当財団は基本財産1及び2を保有し、その運用益をもって公益目的事業を実施している。また公益目的事業の運営の安定を確保するため、事業安定化準備資産1及び2を保有し、平時はその運用益を公益目的事業の実施のために用いている。

令和7年度は高利率の債券が購入できたことに加え円安の影響で運用益が増加した他、大口寄付があったことから当初予算よりも2,600万円程度の収入増加となることが見込まれ余剰資金が生じる。現有の余剰資金と併せて基本財産1及び事業安定化準備資産2に繰り入れることで、その運用益を平時においては公益目的事業を継続的かつ安定的に実施するための原資として活用したい。

基本財産1については令和7年度末の余剰資金に応じ、公益共通会計及び法人会計から最大2,000万円、事業安定化資産2については令和7年度末の余剰資金に応じ、旧扶養グループ会計から最大2,000万円の繰入を行いたい。

第2号議案に対する各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

理 事 長：新任の芦田理事には基本財産1とか2とか、事業安定化準備資産1とか2とか、複雑で分かり難いと思う。あらためて個別に説明する機会を設けた方がいいと思う。

芦田理事：決算の際にまた出てくると思うが、それぞれいくらあるのか、総額でいくらあるのか等も含めて分かり難い部分がある。

理 事 長：公益財団法人で基本財産が1と2の二つに分かれているところはおそらく当財団だけではないか。なぜ二つに分かれているのかという理由、

これは財団設立時からの歴史的な経緯がある。また事業安定化準備資産についても、公益目的事業を継続的かつ安定的に実施するための原資として活用するという目的は理解できても、なぜ1と2に分かれているのか、なぜこのような資産区分をしているのか、特殊なものがあるので理解しにくいと思う。

これらについては、一度時間を取っていただきじっくりと説明した方がよい。

事務局：旧扶養会計、基本財産2の10億円については将来当財団が解散する場合には国庫に返納するように財務省から指示を受けているが、これまでの運用の結果元本が10億円を下回っていることから、財団解散時には基本財産2の目減りを補填することも視野に入れなくてはならない。令和7年度決算が終わった段階でこれらの件も含め再度説明に伺いたい。

理事長：基本財産2の国庫返納の件は今の財務省との関係で財団発足時の約束事項のようなものになっており、非常に厄介な特殊な事情があるようだ。

第2号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第3号議案 「顧問の選任」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

現在、竹之下和雄氏に当財団の顧問をお願いしているが、来年度も引き続き選任したいので承認をいただきたい。

当財団顧問の選任については「定款」第36条第3項の規定に基づく理事会決議事項である。また、「顧問の報酬並びに費用に関する支給基準」第3条第2項で、「各々の本俸月額が俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。」としている。

選任：竹之下和雄

任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日

報酬月額：願6号 200,000円（月8日間勤務の場合）

第3号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

- ◎ 第4号議案 「第22回臨時評議員会を決議の省略により開催する」件  
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

令和7年度税制改正において所得税の基礎控除の見直し等が行われたことに伴い、令和8年から源泉徴収税額が変更された。これにより非常勤役員及び評議員が理事会及び評議員等の会合に出席する場合又は特別な職務を遂行する場合の報酬に係る源泉徴収税額の変更が必要となったため、現行の「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」第3条第4項を改正するため、決議の省略にて開催することとしたい。「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」第12条で「この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。」と定めていることから評議員会の開催が必要となる。

開催は本理事会での承認を得た後、令和8年2月27日付で「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準の改正」の件を議案として、評議員に郵送して行う。

改正箇所は「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」第3条第4項となる。現在は『非常勤の役員及び評議員には、理事会及び評議員等の会合に出席する場合又は特別な職務を遂行する場合は、報酬として1日当たり10,000円（総支給額12,640円から源泉徴収税額2,640円を差し引く）。』としているところだが、この中の10,000円（総支給額12,640円から源泉徴収税額2,640円を差し引く）の部分について、今後も税制改正の都度源泉徴収額が変更される可能性があることから具体的な源泉徴収額を明記せず、手取り支給額を10,000円とすることとして、10,000円（源泉徴収税額差引後）という表記に改めるもの。

第4号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 報告事項等

(1) 職務執行状況報告（炭谷理事長、第47回理事会以降）

炭谷理事長から次の職務執行状況報告があった。

昨年6月6日に開催した第47回理事会から本日までの職務執行状況を報告する。この間、概ね毎月一回、常務理事から報告を受け必要事項について決裁を行った。

この間の主な事項は次のとおり。

1. 第47回理事会の議事録等の決裁と署名。

2. 第 2 1 回評議員会の議事録等の決裁。
3. 第 4 8 回臨時理事会資料及び議事録等の決裁。
4. 第 4 9 回理事会資料の決裁。
5. 第 2 2 回評議員会資料の決裁。
6. その他、援護基金保有債券（1 千万円をこえるもの）の満期償還等に  
伴う買換の決裁等。

主なものは以上となるが、理事会等の決議や定款に抵触するような案件は  
なかった。

## (2) 職務執行状況報告（新津常務理事）

新津常務理事から職務執行状況報告があった。

この間の主な事項は次のとおり。

1. 第 2 1 回評議員会資料の作成。
2. 個人情報の取扱いに係る厚生労働省の立入検査の対応。
3. 第 4 8 回臨時理事会資料及び議事録等の作成。
4. 第 4 9 回理事会資料の作成。
5. 第 2 2 回評議員会資料の作成。
6. 援護基金保有債券（1 千万円以下）の満期償還等に伴う買換の決裁。 等

以上をもって第 4 9 回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を  
宣し解散した。（閉会時間：午後 3 時 5 4 分）

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名押印する。

令和 8年 3月 //日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理事長 炭 冬 下

監事 蒲 生 七 郎

監事 森 居 秀 彰